

宿泊税の考え方について

第2回苫小牧市宿泊税に関する懇談会資料



日時：2025年7月24日(木)14時
会場：市役所9階 議会大会議室





目次



1. 宿泊税導入の必要性及び目的	1
2. 宿泊税の用途（活用）の方向性	2
3. 課税対象と免除対象	4
4. 導入スケジュール	7
5. 税率について① 税率の設定の種類	8
6. 税率について② 道税との合算イメージ	9
7. 特別徴収事務	10
8. 交付金及び補助金	11
9. 道内自治体の導入予定状況	12
10. 苫小牧市における宿泊税の概要（案）	14



1 宿泊税導入の必要性及び目的

第1回懇談会での意見

【1. 宿泊税導入の必要性】

- ・ 苫小牧でも導入を検討すべき段階にある。
- ・ 宿泊税導入は、苫小牧が観光振興へ本格的に踏み出すメッセージとなる。
- ・ 市の財政状況を踏まえ、導入に必ずしも反対ではないが、政策効果を最大化する仕組みの構築が不可欠。
- ・ 苫小牧において宿泊税を導入することは簡単ではないという実感。

【2. 苫小牧の宿泊実態と制度設計への配慮】

- ・ 宿泊客の7～8割はビジネスやスポーツ合宿目的であり、観光目的は少数。
- ・ 制度設計は、地域特性（ビジネス・スポーツ中心）を踏まえた柔軟な対応が必要。

【3. 税率・負担に関する意見】

- ・ 例えば300円（例：道100円+市200円）の税額は宿泊者への負担割合が大きい。
- ・ 宿泊税を価格転嫁しにくく、事業者が実質的に肩代わりするケースもある。

【4. 税収の使い道】

- ・ 宿泊者が納得・共感できる使途の明示が必要。
- ・ 特に閑散期（11～3月）の需要喚起策が必要であり、スポーツ大会・合宿の誘致が有効。
- ・ 明確な観光ビジョンとともに、観光客の増加目標なども示すべき。

【5. 制度設計・導入に向けた留意点】

- ・ 宿泊税は導入による業界負担が大きく、丁寧な対話と合意形成が不可欠。
- ・ 税率や非課税措置については、宿泊事業者と十分に協議して決定すべき。



2 宿泊税の使途(活用)の方向性

第1回懇談会での意見

【1. 使途の方向性と課題】

- ・ 宿泊税導入に際しては、「宿泊客をどう増やすか」が重要な論点。
- ・ 苫小牧のシンボリックエリアである港やキラキラ公園へのアクセス改善（循環バス等）が観光振興に有効。
- ・ 苫小牧は夏季に宿泊需要が集中しすぎており、イベント開催時期の分散も必要。
- ・ 特に冬季は空室が多いため、スポーツ大会・合宿・文化イベントの冬季誘致が宿泊数増加に有効。
- ・ 苫小牧が強みを持つアイスホッケー等のスポーツ資源を活用したイベント誘致に期待。
- ・ イベント参加者を宿泊に結びつける仕組みづくりが課題。
- ・ 文化イベントへの助成が不足しており、宿泊税で支援する意義がある。

【2. 宿泊税の使途に対する意見】

- ・ 宿泊税の使途がまだ明確ではなく、今後の議論で具体化が必要。
- ・ 税の使途は納税者にとってのメリットが実感できる内容であるべき。
- ・ 限られた財源（1億円程度）では足りないが、それでも政策を前進させる契機となりうる。
- ・ スポーツツーリズムの推進は、宿泊業界が最も期待する使い道。

【3. 透明性と納得感のある制度運用】

- ・ 観光は裾野の広い産業であり、使途の透明性と効果の「見える化」が重要。
- ・ 宿泊税の使途・目的・成果が納税者にわかる形で運用されるべき。



2 宿泊税の使途(活用)の方向性



赤文字が宿泊税の使途として主に示されたもの。今後さらに精査していく必要がある。

想定される活用例

使途① 観光資源の磨き上げと魅力向上

○誘客の促進

- ・ **冬季、夜間のイベントの誘致や開催**
- ・ アドベンチャートラベル(AT)の推進
- ・ 観光アプリの開発
- ・ 食のブランド化 ・ 産業観光の推進
- ・ **冬季交流大会の誘致や開催** など

○補助制度の充実、拡充

- ・ 閑散期における宿泊助成
- ・ **スポーツ合宿補助の拡大**
- ・ **会議、スポーツ、文化イベントに対する補助**
- ・ 産業観光受入事業への補助 など

○情報発信の強化

- ・ SNS等の活用 ・ 観光情報誌への掲載
- ・ パンフや案内板の充実、多言語化

使途② 受入環境の整備

○宿泊施設等の受入環境整備

- ・ 多言語化 ・ キャッシュレス化
- ・ ユニバーサルデザイン化 など

○観光施設、文化・スポーツ施設の環境整備

- ・ 多言語化 ・ キャッシュレス化
- ・ ユニバーサルデザイン化
- ・ 観光案内所の強化 ・ 施設の整備 など

○二次交通の利便性向上

- ・ **観光施設間の交通アクセスの充実**
- ・ 新たな移動手段の導入(電動自転車など)

○人材確保・育成

- ・ 人材の定着 ・ ITによる省力化
- ・ ガイド育成 など

使途③ 持続可能な観光地づくり

○観光推進体制の強化

- ・ MICE誘致の推進
- ・ 観光関連団体との連携強化
- ・ 観光DX推進支援 など

○サステナブルツーリズムの推進

- ・ 観光資源の活用と保全の両立 など

○広域連携の推進

- ・ 近隣市町村との連携強化 など

○災害等の不測事態への備え

- ・ 一定額を基金に積み立て
(災害時の復旧支援や需要回復対策に活用)

使途④ その他導入に係る経費

- ・ **宿泊事業者へのシステム導入経費、徴収手数料等**
- ・ 市のシステム導入経費
- ・ **周知、広報に係る経費** など



3 課税対象と免除対象

第1回懇談会での意見

【1. 修学旅行・スポーツ合宿等への課税に関する意見】

- ・ 苫小牧における修学旅行の宿泊実績は非常に少ない。
- ・ 修学旅行等の教育・育成目的の宿泊に対しては課税を慎重に判断すべき。
- ・ 免除措置を設ける場合は、「苫小牧は合宿誘致に積極的なまち」とであるというアピールにつながる。
- ・ 特にスポーツ合宿に対しては、非課税措置や柔軟な運用の導入を求める。

【2. 宿泊税を活用した合宿・大会誘致の強化策】

- ・ スポーツ合宿補助制度があるが、上限10万円では長期合宿に対応できないとの指摘。
- ・ 日本アイスホッケー連盟などの中央競技団体による合宿では、1人当たり2,000円の補助制度があり、他の利用団体でも同等レベルの支援があれば有利。
- ・ 宿泊税で徴収する分を「補助金」や「誘致支援」として明確に還元することで、宿泊事業者・利用者双方の納得が得られる。
- ・ 合宿補助制度の上限撤廃・拡充と、宿泊税を活用した“お土産”的な政策の組み合わせを。
- ・ インカレ・インターハイ・国体など全国規模の大会の開催誘致に向けた制度整備が期待されている。

【3. 宿泊税制度全体に対する所感・懸念】

- ・ ビジネスを完全非課税とするのは難しいと思うが、宿泊税が1人あたり100円・年5,000万円規模であれば、議論に見合った意義があるのか。

【4. 宿泊税の目的・活用の方向性】

- ・ 宿泊税は単なる税収ではなく、市の活性化・若者にとって魅力あるまちづくりのための投資財源として位置づけるべき。
- ・ 観光・スポーツ・ビジネス目的の宿泊者にとって、「苫小牧に来たらこんな良いことがある」と実感できる仕組みが重要。
- ・ 冬季の宿泊稼働率を改善することが全体の底上げにつながり、さらなる政策展開の余地を広げる。



3 課税対象と免除対象



苫小牧市の宿泊者数（見込）→ 60万泊

① ビジネス客を『免除』にした場合の税収見込

- ビジネス客の数を仮に7割（42万泊）と仮定した場合、その他課税対象は18万泊
 - ・ 一律定額200円… **3,600万円**
 - ・ 定率制2%… **3,600万円**
 - ・ 段階的定額制（道と同税率）… **1,800万円**

ビジネスである
証明書が必要

② ビジネス客を『100円』にした場合の税収見込

- ビジネス客の数を仮に7割（42万泊）と仮定した場合、その他課税対象は18万泊
 - ・ **7,800万円**（ビジネス4,200万円+その他3,600万円）
※ 一律定額制・段階的定額制（道と同税率）

ビジネスである
証明書が必要



3 課税対象と免除対象

苫小牧市の宿泊者数（見込） → 60万泊

③ スポーツ合宿を『免除』にした場合の税収見込

- スポーツ合宿の数を仮に1割（6万泊）と仮定した場合、課税対象は54万泊
 - ・ 一律定額200円… **1億800万円**
 - ・ 定率制2%… **1億800万円**
 - ・ 段階的定額制（道と同税率）… **5,400万円**

スポーツ合宿である
証明書が必要

④ 税率を一律『100円』にした場合の税収見込

- 課税対象は60万泊
 - ・ **6,000万円**
- ※一律定額制・段階的定額制（道と同税率）



4 導入スケジュール

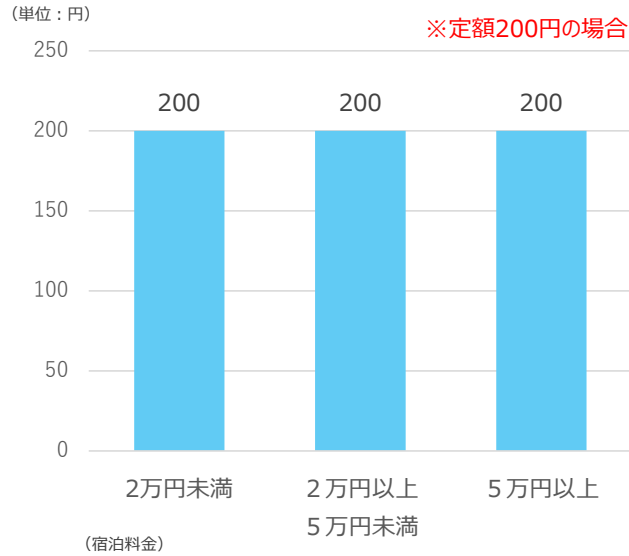
第1回懇談会での意見

【導入時期・スケジュールに関する意見】

- ・導入にあたっては、まず納税者への周知を最優先。
- ・宿泊者が「なぜ税を払うのか」を理解できるよう、目的や使途の丁寧な説明が必要。
- ・宿泊施設のシステム対応が一度で済むため、負担軽減や効率性の面で北海道と足並みを揃え導入するのが望ましい。
- ・対応が二段階になるのは混乱のもとであり、導入するなら一度にまとめた方が良い。
- ・従業員等へフロント業務に対する研修期間が必要。
- ・行政側が十分な準備と周知を行えるのであれば令和8年でよいが、難しければ次年度以降への延期も選択肢とする。
- ・最終的には市の判断に委ねる。



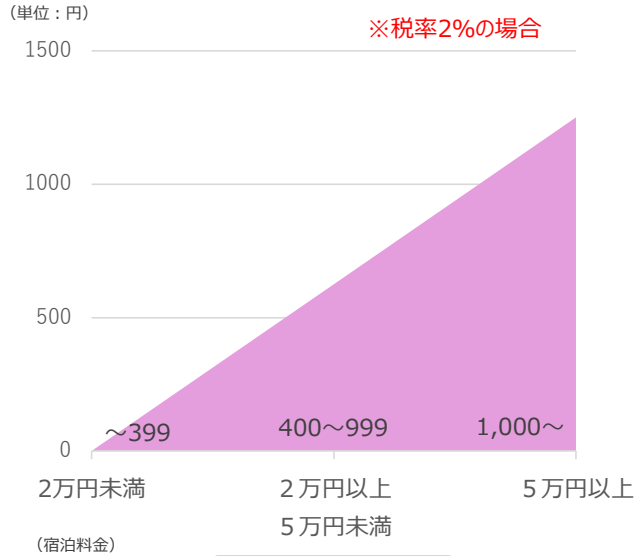
5 税率について ①税率の設定の種類



一律定額制

- ・ 宿泊料金に関わらず一定額で課税
- ・ 一定額のため徴税の計算が簡単
- ・ 宿泊料金が低い場合は不公平感を感じる可能性がある

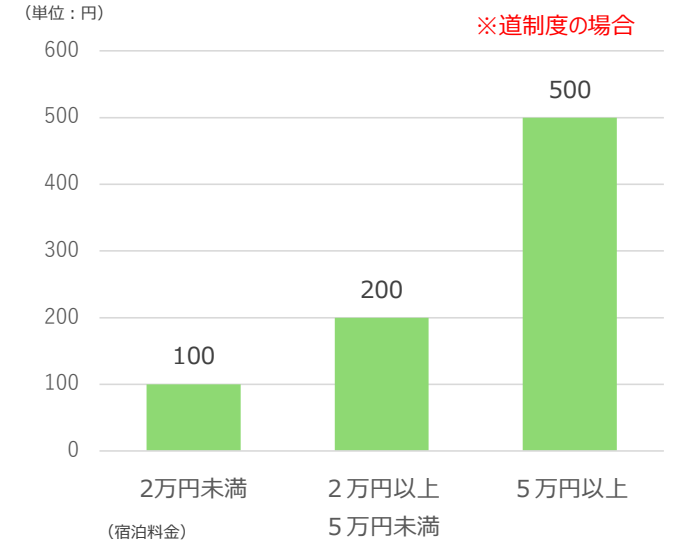
※小樽市・旭川市・帯広市・釧路市などが導入予定



定率制

- ・ 宿泊料金に応じて課税
- ・ 宿泊料金の変動に応じて課税が可能であり、相場が上昇した場合も再設定の必要がない
- ・ 徴税の際の計算は宿泊施設の負担となる可能性がある

※倶知安町が導入済。



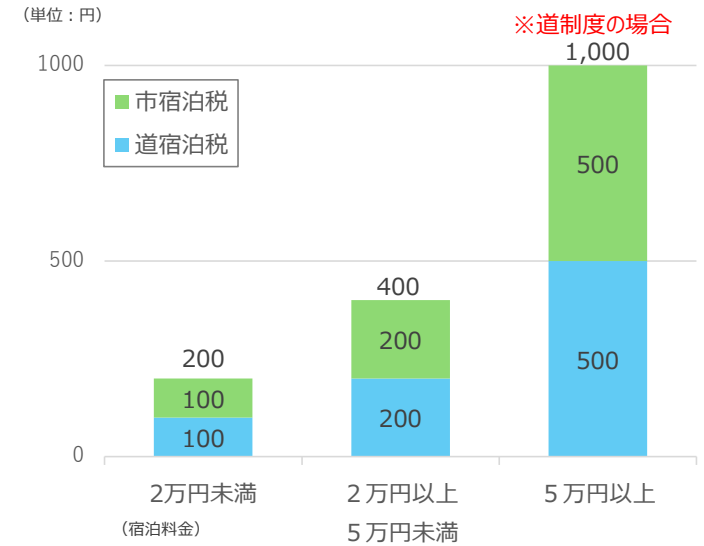
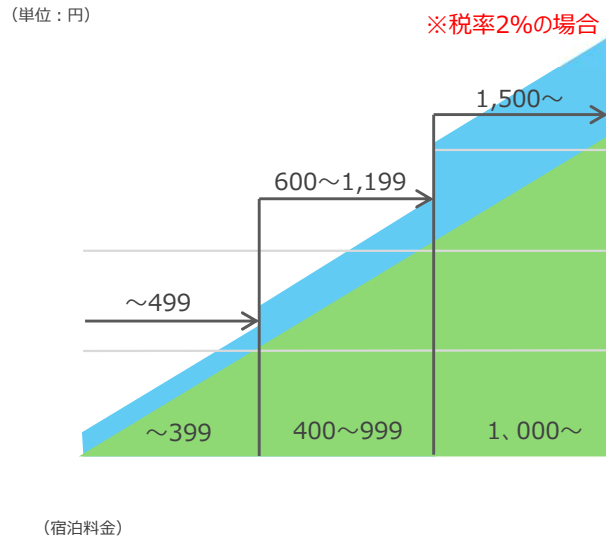
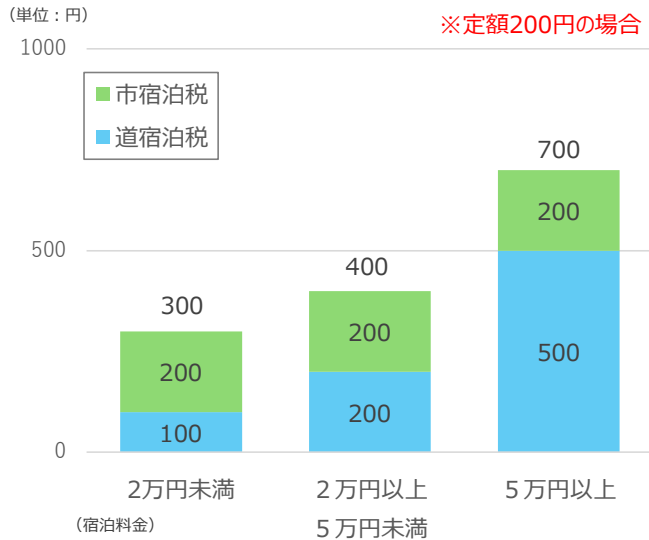
段階的定額制

- ・ 設定した区分ごとの料金設定に応じて課税
- ・ 区分ごとで定額のため徴税の際の宿泊施設の計算が比較的簡単
- ・ 宿泊料金に応じた負担を一定程度求めることができる

※東京都、大阪府、ニセコ町などが導入済
北海道、札幌市、函館市が導入予定



6 税率について ②道税との合算イメージ



一律定額制

- ・市税は定額のため計算不要
- ・道税+200円で計算可能なため比較的計算は簡単

※道税分は区分ごとに加算する必要がある

定率制

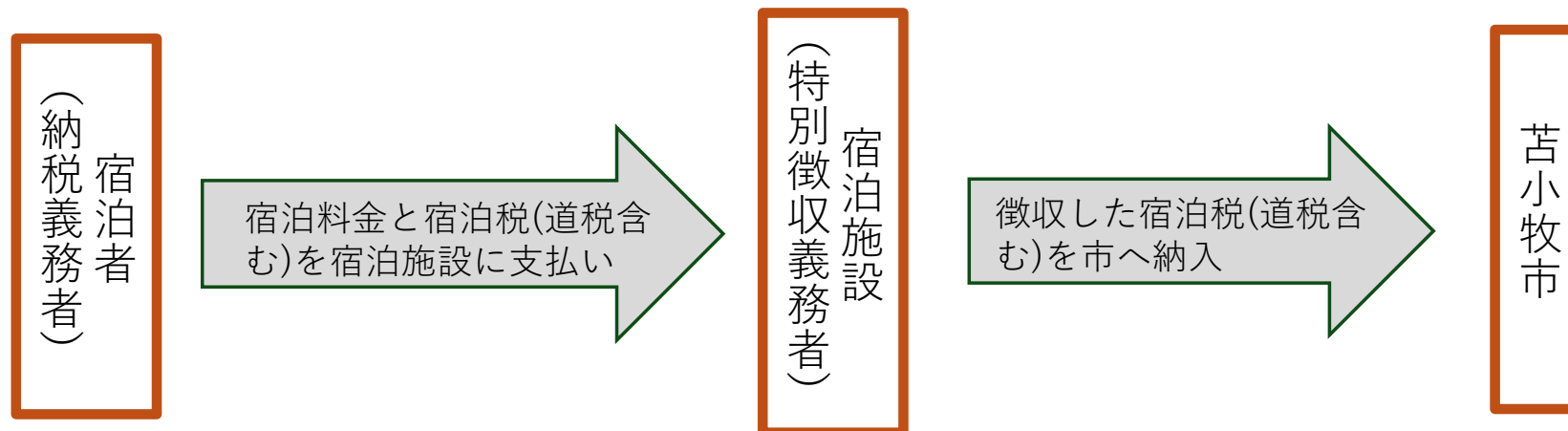
- ・市税を計算した上で区分ごとに道税を加算する必要がある
- ・徴税の際の計算が宿泊施設の負担となる可能性がある
- ・税額のわかりにくさを感じる可能性がある

段階的定額制

- ・単純に道税の2倍となるため計算が簡単
- ・段階的定額制であっても道と異なる区分で税額設定をした場合は複雑となる
- ・一律定額制に比べ税収規模は低くなる見込み



7 特別徴収事務



◆徴収方法◆

宿泊事業者が宿泊者から宿泊料金と併せて税（道税及び市税）を徴収し、本市に申告納入する「**特別徴収**」により徴収

◆特別徴収義務者◆

以下の宿泊施設の経営者

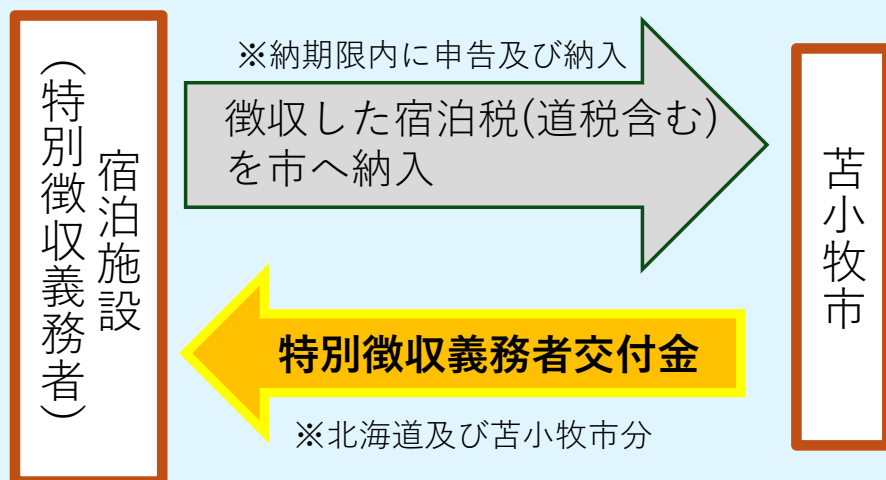
- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、または簡易宿所の経営者
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）



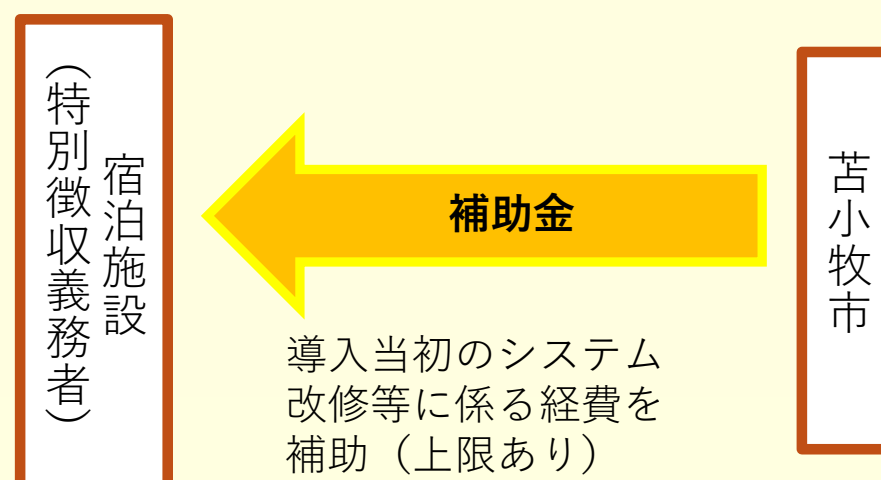
8 交付金及び補助金

宿泊事業者に対して、以下のような支援を検討しております。

【特別徴収義務者交付金】



【システム改修等に係る補助金】





9 道内自治体の導入予定状況①



	北海道 (R8.4.1施行予定)	札幌市 (R8.4.1施行予定)	函館市 (R8.4.1施行予定)	釧路市 (R8.4.1施行予定)	帯広市 (R8.4.1施行予定)
特別徴収義務者 交付金の交付率	2.5% (当初5年間は3.5%) 導入予定	2.5% (当初5年間は3.5%)	導入予定		非導入予定
システム改修等 に係る補助金	1/2 (上限50万円) 導入予定	1/2 (上限50万円)	導入予定		
納入時期	四半期 (3、6、9、12月)	・毎月 ・規則で定める特例に より四半期	四半期	・毎月 ・規則で定める特例により四半期	



9 道内自治体の導入予定状況②



	小樽市 (R8.4.1施行予定)	旭川市 (R8.4.1施行予定)	北見市 (R8.4.1施行予定)	網走市 (R8.4.1施行予定)	富良野市 (R8.4.1施行予定)
特別徴収義務者 に対する交付金 の交付率	導 入 予 定				
システム改修等 に係る補助金	導 入 予 定				
納入時期	・毎月 ・規則で定める特例により四半期		四半期		・毎月 ・規則で定める特例により四半期



10 苫小牧市における宿泊税の概要（案）



項目	苫小牧市における宿泊税の概要（案）
税目名	宿泊税（法定外目的税）
税収の使途	苫小牧市観光振興ビジョンの観光戦略に基づく、観光振興、交流・関係人口の拡大を図る施策に充当
課税客体（課税対象）	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外（想定）
課税標準	宿泊数（宿泊日数×税率）
非課税事項（課税免除）	検討中（北海道は修学旅行その他学校行事・保育所行事に参加するもの及びその引率者）
免税点	検討中（北海道は設けていない）
税率	検討中（税収規模確保のため1人1泊につき200円程度の税率を求めたい）
税収規模（目標）	約1億2千万円（年間）
納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税する）
特別徴収義務者交付金	今後検討（北海道は2.5%【導入当初5年間は3.5%】）※税を徴収する宿泊施設への手数料
システム改修費用	今後検討（北海道は上限50万円で1/2補助）
徴税開始	検討中（令和8年4月以降）
制度の見直し	導入後も上記制度の内容について、社会情勢の変化等をふまえ、適宜検証・検討を行う